

2020年4月3日
全国港湾19発第81号
港運同盟発20-第13号

国土交通省 港湾局
局長 高田昌行 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 日吉正博

新型コロナウイルス感染拡大と「緊急事態」等への対応に関する緊急申入れ

新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大が深刻の度を増しています。貴省はじめ政府・自治体は、不要不急の外出自粛や、いわゆる3密(密閉空間・密集場所・密接場面)を避ける要請を強めています。一方、感染防止対策に当たって、医療機器や必要物資を含む貨物、或いは、国民経済を下支えするための内外貿易貨物が迅速且つ確実に輸送(移送)されることが不可欠と考えています。したがって、不安全な労働を拒否する権利があることを前提にしつつも、感染リスクに晒されながら働くを得ない港湾労働者の安全確保を一義とし、港湾運送事業の社会的役割を發揮するために、緊急の対策とその速やかな実施が重要です。

したがって、下記の通り申し入れますので、早急に具体化し実施するよう要請します。なお、雇用主(事業主)団体である(一社)日本港運協会に対して、同趣旨の申し入れを行い、労使共通の課題として取りまとめ、貴省に別途要請することを検討している旨を付記します。

記

1. 港湾労働者の就労に当たっての安全確保について

- (1) 就労時におけるウイルス感染防止のために、マスクなど適切な感染防具を確保し、配備を行うこと。本船の側からマスク不着用は、オンボードさせないとの対応が散見されることを付記します。
- (2) 手洗い・うがい・消毒などの感染予防対策のために、事業所(寄り場)及び職場(本船・倉庫・ターミナル・荷役機器)の環境や当該施設の整備に必要な経費を補償すること。

(3) 外航船員の検疫の徹底を図るとともに、港湾労働者が触れる本船設備の消毒、積み荷の事前チェックなど、荷役作業での感染防止の措置をとるよう、船社など関係者に要請すること。

2. 「緊急事態宣言」発出等の場合における港湾運送事業の安定的継続について

- (1) 事態に対する港湾運送事業の対処方法について具体化した「ガイドライン」を策定し、各事業所に周知すること。また、ガイドライン履行のために必要な諸経費は政府が補償すること。
- (2) 港湾貨物取扱量の激減、経済の悪化による事業見通しの困難さを解消するため、法人税など諸税の減免、社会三保険の事業者負担分の一時的免除、雇用維持のための事業主負担なしの補償措置など必要な措置を行うこと。

以上